

取扱区分：「公開」

平成27年第10回

# 周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。



平成27年10月9日(金) 午前10時00分～

於：周南市徳山保健センター 講義室3

# 平成27年第10回

## 周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 平成27年10月9日（金） 午前10時00分 ～10時35分

2 場 所 周南市徳山保健センター 講義室3

### 3 会議に付した議案

議案第35号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第36号	農地法第5条の規定による許可申請について	3件
報告第50号	農地法第5条の規定による農地転用届出について	8件
報告第51号	非農地証明について	9件
報告第52号	農地の転用の制限の例外による届出について	2件
報告第53号	農地法第18条の規定による通知について	1件
報告第54号	農業生産法人報告書の提出について	1件

### 4 出席委員

第1番	江波一男君	第2番	田中榮作君
第3番	野村一男君	第5番	笠井保雄君
第6番	松岡清治君	第7番	藤井澄子君
第8番	大田幹代君	第9番	歳光時正君
第10番	杉村洋治君	第11番	藤井允雄君
第12番	福田栄司君	第14番	林定子君
第15番	村木実君	第16番	松田孝行君
第17番	山崎光夫君	第18番	水井規雅君
第19番	秋貞啓子君	第20番	白石純治君

第21番 有馬俊雅君  
第22番 小林一雄君  
第25番 杉村龍男君  
第26番 藤井和典君  
第27番 梅田洋治君  
第28番 椎木人志君  
第29番 大江静人君  
第30番 弘中壽君  
第31番 岩田学君 (職務代理者)

5 欠席委員

第4番 藤井孝君  
第13番 山崎弘子君  
第23番 高橋恵君  
第24番 長谷川和美君  
第32番 西田孝美君 (会長)

6 関係人

なし

7 事務局職員

局長 茅原道夫  
書記 桐山昌栄  
次長補佐 徳本純子

事務局長

皆さん、おはようございます。

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は32名中27名で、周南市農業委員会会議規則第9条に規定された定足数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、第4番 藤井 孝 委員、第13番 山崎 弘子 委員、第23番 高橋 恵 委員、第24番 長谷川 和美 委員、第32番 西田 孝美 委員の5名でございますので、周南市農業委員会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたのでご報告いたします。

会議に先立ちましてお諮りいたします。本日は、西田会長が所要のため会議に出席できませんので、周南市農業委員会規程第4条の規定により、本日の議長を会長職務代理者 岩田 学委員をお願いいたしたいと思っております。

これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

それでは、会長職務代理者、議長をお願いいたします。

開会（午前10時00分 ～ ）

議長

おはようございます。寒くなりまして、皆さん稲刈り等が順調に進んでおりますか。山口県の作況指数は97ということで、少し不作状況の様です。ただ今、事務局より説明がありましたように、西田会長が欠席ということでございますので、議長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

それでは只今より、平成27年第10回周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条に規定された議事録署名委員は、第10番、杉村 洋治委員さん、第17番、水井 規雅委員さんのご両名をお願いいたします。

議事日程第2、議案の審議に入ります。

それでは、議案第35号を議題といたします。

事務局長

事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

議案書の1ページをお願いいたします。議案第35号「農地法第4条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。今月の農地法第4条の規定による許可申請は1議案1件でございます。それでは1番についてご説明いたします。

申請人は、●●に居住する無職の方です。申請地は、山林に隣接し耕作を止めて10年以上になります。その間、草刈りなどをして保全に努めてきましたが、同じ●●とはいえ離れた場所に住んでおり、高齢になってきたので、今後は杉・桧1,000本を植林するために許可申請が提出されたものです。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

申請地は、●●総合支所から南西に約5.2キロメートル、市道●●●●線の西に位置しております。

(スクリーンに、位置図を表示)

申請地の所在につきましては、大字●●字●●●864番、地目は田、地積は2,869平方メートル、同じく大字●●字●●●891番、地目は田、地積は2,320平方メートルでございます。

(スクリーンに、分間図、土地利用計画図を表示)

こちらが、分間図2箇所2枚と土地利用計画図でございます。

(スクリーンに、写真を表示)

こちらが、申請地2箇所の写真でございます。

次に、農地転用許可基準についてご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、その他農地として第2種農地です。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書が添付されておまして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございませ

ん。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われま。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されておりまして、汚水についてはありません。また、雨水につきましては、これまで通り自然流下により水路へ排出されます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、開発行為でない旨の届出が平成27年9月7日付けで提出され受理されています。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いします。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第16番

16番の●●です。申請地の川を挟んだ農地を私が耕作していますが、内容的には、周囲のほとんどが山林になっており、もう12年間くらい草刈りをされ維持管理されていたが、本人も高齢となり、また、現在、●●●に住んでおられ遠距離で時間もかかり、子供さんも農業をしないことからこれ以上子供に負担もかけたくないと思い、農機具もないことから今回、申請地に植林されるのはやむを得ないと思われま。特に問題ないと思いますのでよろしくお願います。

議長

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきましては、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第35号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第36号を議題とします。事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の2ページをお願いいたします。議案第36号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。今月の農地法第5条の規定による許可申請は1議案3件でございます。それでは1番についてご説明いたします。

申請人は、●●市に事務所のある太陽光発電事業の設計・施工・管理を営む法人です。売電事業の事業拡大を図るため、申請地を購入し、発電出力49.5キロワットの太陽光パネル396.80平方メートルを設置するものです。

申請地は、日照や送電網設備などの条件も良いことから、太陽光発電施設の設置に適した場所であり、また、譲渡人は、保全管理をしていたが、高齢により維持管理を続けることが困難となり、利用方法を考えていたということで、今回の申請となったものです。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

申請地は、●●●支所から北東に300メートルのところに位置しております。

(スクリーンに、位置図を表示)

申請地の所在につきましては、大字●●●●字●●613番、地目は田、地積は1,077平方メートルでございます。

(スクリーンに、分間図、土地利用計画図を表示)

こちらが、分間図でございます。

続きまして、土地利用計画図及び太陽光パネルの平面図、立面図でございます。

(スクリーンに、写真を表示)

最後にこちらが、申請地の写真でございます。

次に、農地転用許可基準についてご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、支所より300メートル以内にある農地で第3種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書が添付されておりまして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われまます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、既に、経済産業省の太陽光発電設備に係る認定済みであり、●●●●との系統連結に係る接続契約済みです。

なお、開発行為でない旨の届出を平成27年9月16日付けで提出し受理されています。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されており、問題なしと判断されます。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いします。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第21番

第21番の●●です。第1号については報告します。内容については、事務局から説明があったとおりです。譲渡人は、他地域に居住されていること



から、去る10月3日に電話でお話をお聞きしました。譲渡人によると20年以上に渡って耕作しておらず定期的に草刈りをしていましたが、他地域に居住していることや高齢で草刈り等が困難になってきたことから今回譲ることにしたとのことでした。なお、現地は雑草が繁茂している状態でした。

譲受人とは、去る10月7日に現地で確認しました。譲受人は、太陽光発電設備の設置のため、申請地を譲り受けることにしたとのことでした。なお、譲受人は既に市内数か所で同様の事業を展開しているとのことでした。申請書には事業計画書、資金計画書及び被害防除計画書等も添付されており、問題はないと思います。どうかご審議の程よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第36号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、2番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

続きまして、2番についてご説明いたします。

申請人は、市内に事務所を有する建設業を営む法人の代表者です。この度、現在所有している資材置場が手狭となり、新たに資材置場として適地を探していたところ申請地の所有者が売却を考えていたので購入し、資材置場として活用を図るものです。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

申請地は、●●総合支所から北へ約1.6キロメートルに位置しておりま

す。

(スクリーンに、位置図を表示)

申請地の所在につきましては、大字●字●●●469番1、地目は田、地積は245平方メートルでございます。

(スクリーンに、分間図、土地利用計画図を表示)

こちらが、分間図でございます。

続きまして、土地利用計画図及び排水図面でございます。

(スクリーンに、写真を表示)

最後にこちらが、申請地の写真でございます。

次に、農地転用許可基準についてご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、その他農地として第2種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、事業の目的を達成するために必要な土地と認められ、立地の代替性がないということで、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われま。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されておりまして、適当と認められます。水の排出はありませんが、雨水は道路側溝に排出されます。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いします。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんから  
の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第5番

5番の●●です。2番について、去る10月1日申請人と現地で調査確認いたしましたので報告いたします。申請地は、説明がありましたが国道2号線、●から●●方面へ向かう途中にある小団地の一番奥の北側に位置します。地目は田で、245平方メートル、三角形の狭小な農地です。現況は木くずが散乱していました。これは、すぐ上に隣接する山林から木や竹を切り出した時に散乱したとのことでした。草は生えておりません。譲渡人には、遠方に住んでいるため長く耕作放棄地となっておりました。将来的にも耕作できないので、今回売却したいとのことでした。譲受人は、市内で建設業を営む業者で、現在使用中の資材置場が手狭になり、新たに近くの資材置場を探していたところで、今回話がまとまったとのことでした。現在使用中の資材置場からの距離は約500メートルくらいです。市道からの進入路を作り道路用コンクリート二次製品、水路用コンクリート二次製品、塩ビパイプ等で利用するそうです。雨水は道路側溝へ排水します。資金計画書、利用計画書、土地利用計画図も添付され、周囲の農地に影響を与えることもないと思われます。よろしくご審議のほどお願いします。

議長

ありがとうございました。

只今の2番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第36号2番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。

続きまして、3番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

次きまして、3番についてご説明いたします。

申請人は、●●市内に居住する会社員です。現在、●●住宅に居住しており、この度、父親が所有する申請地を使用貸借し、新しく自己用住宅を建築して居住するものです。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

申請地は、●●総合支所から西へ約600メートル、市道●●線沿いに位置しております。

(スクリーンに、位置図を表示)

申請地の所在につきましては、大字●●●字●●2748番、地目は田、地積は522平方メートルでございます。

(スクリーンに、分間図、土地利用計画図を表示)

こちらが、分間図でございます。

続きまして、土地利用計画図及び排水計画図面でございます。

次に、こちらが1階の平面図と立面図でございます。

(スクリーンに、写真を表示)

最後にこちらが、申請地の写真でございます。

次に、農地転用許可基準についてご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、水道管、下水管が埋設された道路の沿道にある、概ね500メートル以内に2つ以上の公共施設がある市街地化の傾向が著しい区域内にある第3種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、他に適当な土地がないことから、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書が添付されておまして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われれます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付され

ておりまして、汚水については下水道に排出されます。また、雨水については、水路へ排出されます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、申請地が埋蔵文化財包蔵地に該当いたしますので、平成27年9月10日付で必要な配慮について通知を受けております。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いします。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第12番

12番の●●です。よろしくお願いします。地区担当は●●委員さんですが本日は出来ないことから、代わって私が調査報告をいたします。10月3日に現地の確認と申請人といっしょで話を聞きました。二人は親子関係でして、息子さんのような若い方が申請地に居住されるということで大変良いこととあります。内容につきましては、先程事務局から説明があったとおりで何ら問題もないと思われますのでよろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。

只今の3番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(発言を求める声あり)

はい、●●委員さん。

第16番

自己用住宅の場合は、普通、所有権移転をしてから建築するのではないですか。

事務局長

今回のケースは、親子間でして、使用貸借されると聞いており、特に問題

ないと思います。

議長

よろしいでしょうか。他にございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第36号3番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、3番は許可と決定いたします。

以上で、審議案件は全て終了いたしました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。

報告第50号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の3ページ、4ページをお願いいたします。報告第50号「農地法第5条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、権利移動と農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第5条第1項第6号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は8件ございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第50号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第50号を終わります。

続きまして、報告第51号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の5ページから8ページをお願いいたします。報告第51号「非農

地証明について」をご説明いたします。

登記簿上の地目が農地で、現況が農地以外になっている土地について、地目の変更登記をしようとする者からの申請に基づき、交付する証明書でございます。今回は9件ございました。内容については記載のとおりで、現地も確認いたしました。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により非農地である旨の確認及び証明をいたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第51号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第51号を終わります。

続きまして、報告第52号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の9ページをお願いいたします。報告第52号「農地の転用の制限の例外による届出について」をご説明いたします。

自己所有の農地を農業経営用施設用地として転用される場合で、(転用面積が2アール未満であるとき、また、)農業用道路等に転用する場合は、面積の制限はなく、農地法第4条の農地の転用の制限の例外として、農地法施行規則第32条第1号に規定され、農業委員会に文書を提出することで、許可を要しないとされているものでございます。

今回の届出2件は、これに該当し、添付書類も含め完備しておりましたので、農地法第4条の農地の転用の制限の例外として、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第52号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第52号を終わります。

続きまして、報告第53号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の10ページをお願いいたします。報告第53号「農地法第18条の規定による通知について」を、ご説明いたします。

農地の賃貸借の解約等については、農地法第18条の規定により賃貸借の当事者は、農業委員会の許可を受けなければ、賃貸借の解除ができないとされております。

一方、第18条第1項のただし書きの規定により、合意による解約が許可を要しないで行われた場合には、同条第6項の規定によりこれらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないとされております。

議案書のとおり、1件許可を要しない合意による解約が行なわれた旨の通知が、農業委員会に提出されました。

添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第53号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第53号を終わります。

続きまして、報告第54号につきまして、事務局より報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の11ページをお願いいたします。報告第54号「農業生産法人報告書の提出について」を、ご説明いたします。

農業生産法人は、農地法第6条第1項及び同法施行規則第58条の規定により、毎年、事業の状況などを、事業年度終了後3か月以内に農業委員会に報告しなければならないとされているものでございます。

今回は1件ございました。添付書類も含め完備しており、農業生産法人としての農地法第2条第3項に規定された法人形態要件、事業要件、構成員要



件、役員要件を充たしておりましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第54号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第54号を終わります。

以上で、本日の議案の審議は全て終了いたしましたので、平成27年第10回周南市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会（午前10時35分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

平成27年10月9日

周南市農業委員会

会長職務代理者 岩田 学

委 員 杉 林 淳 治

委 員 水 井 規 雅